

長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年4月8日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第26号

長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

宅地造成等規制法施行細則（昭和41年長崎県規則第12号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第7条—第19条）

第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第20条—第32条）

第4章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（用語の定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び政令において使用する用語の例による。
（証明書等の様式）

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項、第43条第2項又は第48条において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第1号とする。

2 法第7条第2項の許可証の様式は、様式第2号とする。
（災害発生のおそれがないと認められる工事）

第4条 省令第8条第9号及び第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。
（擁壁の設置の緩和）

第5条 政令第20条第1項の規定により、河川、池、沼等の水面又は農地、採草農牧地、森林等その他これらに類する場所に接する崖面において、災害の防止上支障がないと認められるときは、政令第8条（政令第18条又は第30条第1項において準用する場合を含む。）の擁壁又は政令第14条（政令第18条又は第30条第1項において準用する場合を含む。）の崖面崩壊防止施設の設置に代えて、次に掲げるいずれかの工法とすることができるものとする。

(1) 石積工

(2) 編柵工、筋工又は積苗工

- (3) 前2号に掲げるもののほか、災害の防止上適当と認められる工法
(技術的基準の付加等)

第6条 政令第20条第2項の規定による宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る技術的基準の付加等は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。
- (2) 政令第16条第1項第3号に規定する排水施設の管渠の勾配及び断面積は、別に定める土地の目的の区分及び数値により算定した雨水その他の地表水又は地下水の流量を、支障なく流下させることができるものでなければならない。ただし、土地の規模、地勢その他周辺の状況により知事が相当と認める場合は、この限りでない。

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第7条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる書類及び次条の規定に基づく図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の許可申請書の添付書類)

第8条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請に係る土地の区域の求積平面図
- (2) 工事主に係る書類として、以下に掲げるもの
- ア 工事主の資力及び信用に関する申告書(様式第3号)
 - イ 工事主に係る主たる取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書
 - ウ 工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定による免許を受けていることを証する書類
 - エ 工事主が個人の場合にあっては、最近3年の所得税の納税証明書
 - オ 工事主が法人の場合にあっては、最近3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納税証明書及び事業経歴書
- (3) 工事施行者に係る書類として、以下に掲げるもの
- ア 工事施行者の能力に関する申告書(様式第4号)
 - イ 登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
- (4) 宅地造成等に関する工事の同意に係る書類として、以下に掲げるもの
- ア 宅地造成等の施行同意書(様式第5号)
 - イ 法第12条第2項第4号の規定により同意を得た者の印鑑証明書
 - ウ 申請に係る土地の登記事項証明書及び土地の公図の写し

(5) 法第13条第2項の規定に基づく政令第22条に規定する設計者の資格の確認に係る書類として、次に掲げるもの

ア 設計者の資格に関する調書（様式第6号）

イ 資格を有する者であることを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

（不許可通知書の様式）

第9条 法第14条第2項の不許可の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書（様式第7号）によって行う。

（宅地造成等に関する工事の着手届）

第10条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（国又は都道府県、指定都市若しくは中核市との宅地造成等に関する工事についての協議）

第11条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第9号）の正本及び副本に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類（当該協議に係る宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区の位置、区域及び規模を明示することを含む。）を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第10号）の正本及び副本に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第15条第1項の協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、前2項の協議書の副本に所要事項を記載したうえ宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（様式第11号）により通知する。

4 第19条の規定は、法第15条第1項の協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の変更許可）

第12条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第9条の規定は、前2項の変更の不許可の通知について準用する。

（宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出）

第13条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

第14条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第13号）に、省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第3項において準用する法第15条第1項の規定により変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第14号）に、省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第11条第3項の規定は、前2項の変更協議について準用する。

（宅地造成等に関する工事の完了検査等）

第15条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事を完了したときは、省令様式第9又は第11に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、第7条の規定により法第12条第1項本文の許可に係る工事を工区に分けた場合において、当該工区の土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、工区の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、法第17条第1項の工事完了検査又は法第17条第4項の工事完了確認について、当該工区の一部完了の検査又は確認を行うことができる。

3 工事主は、前項の申請を行おうとするときは、宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書（様式第15号）に完了した工区部分を明示した図面及び完了の概要が分かる写真を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、工事主から第2項の申請があった場合は、その内容を審査し、法第13条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済証（様式第16号）を工事主に交付するものとする。

5 工事主は、前項の検査（確認）済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第17条第2項に規定する工事完了の検査済証又は法第17条第5項に規定する工事完了確認済証の交付を受けるまでの間、前項の検査（確認）済証の交付を受けた旨を表示する標識（様式第17号）を工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

（宅地造成等に関する工事の定期の報告）

第16条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第18号）に省令第48条第1項に規定する写真その他の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第19号）に省令第48条第2項に規定する写真その他の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更届出）

第17条 法第21条第1項の届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出（様式第20号）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 法第21条第3項の届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出（様式第21号）に当該変更に係る事項

の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第21条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

（宅地造成等に関する届出工事の完了届）

第18条 法第21条第1項又は第3項の届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（様式第22号）に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第19条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の許可を受けた工事主又は法第21条第1項若しくは第3項の届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出（様式第23号）を知事に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続）

第20条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項又は第2項の規定により添付しなければならない書類及び第22条の規定に基づく書類に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書の添付書類）

第21条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、第8条各号に掲げる書類とする。この場合において、第4号イ中「法第12条第2項第4号」とあるのは「法第30条第2項第4号」と、第5号中「法第13条第2項の規定に基づく」とあるのは「法第31条第2項の規定に基づく政令第31条第2項の規定において準用する」と読み替えるものとする。

（不許可通知書の様式）

第22条 法第33条第2項に規定する不許可の通知は、宅地造成等に関する工事の不許可通知書（様式第7号）によって行う。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届）

第23条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の許可を受けた工事主又は法第27条第1項の届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議）

第24条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（様式第9号）の正本及び副本に省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類（当該協議に係る宅地造成及び特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、当該工区の位置、区域及び規模を明示すること。）を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（様式第10号）の正本及び副本

に省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、前2項の協議書の副本に所要事項を記載したうえ宅地造成等に関する工事の協議成立通知書（様式第11号）により通知する。

4 第32条の規定は、法第34条第1項の協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。
（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可）

第25条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項の書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第22条の規定は、前2項の変更の不許可の通知について準用する。
（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出）

第26条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出（様式第12号）を知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議）

第27条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（様式第13号）に、省令第7条第1項各号（第7号から第9号まで及び第12号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類のうち、特定盛土等に関する工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第3項において準用する法第34条第1項の変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書（様式第14号）に、省令第7条第2項各号（第5号から第7号まで及び第10号を除く。）及び第8条各号（第2号、第3号イ及び第4号イを除く。）の書類のうち、土石の堆積に関する工事の計画の変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 第24条第3項の規定は、前2項の変更協議について準用する。
（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了検査等）

第28条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の許可を受けた工事主は、当許可に係る工事を完了したときは、省令様式第9又は第11に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、知事に提出しなければならない。

2 知事は、第20条の規定により法第30条第1項本文の許可に係る工事を工区に分けた場合において、当該工区の土地が独立して使用に供しうるものであり、かつ、工区の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、法第36条第1項の工事完了検査又は法第36条第4項の工事完了確認について、当該工区の一部完了の検査又は確認を行うことができる。

3 工事主は、前項の申請を行おうとするときは、宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書（様式第15号）に完了した工区部分を明示した図面及び完了の

概要が分かる写真を添えて知事に提出しなければならない。

4 知事は、工事主から第2項の申請があつた場合は、その内容を審査し、法第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済証（様式第16号）を工事主に交付するものとする。

5 工事主は、前項の検査（確認）済証の交付を受けたときは、その交付を受けた日から法第36条第2項に規定する工事完了の検査済証又は法第36条第5項に規定する工事完了の確認済証の交付を受けるまでの間、前項の検査（確認）済証の交付を受けた旨を表示する標識（様式第17号）を工事現場の見やすい場所に掲示するものとする。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告）

第29条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第18号）に省令第78条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第19号）に省令第78条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出）

第30条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第40条第1項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の届出の変更届出（様式第20号）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

4 法第40条第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の届出の変更届出（様式第21号）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

5 法第40条第2項の規定は、第3項の規定による届出について準用する。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了届）

第31条 法第27条第1項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届（様式第22号）に工事の完了の概要が分かる写真を添付して、知事に提出しなければならない。

（特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第32条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の許可を受けた工事主又は法第27条第1項、第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出（様式第23号）を知事に提出しなければならない。

第4章 雑則

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明書等の交付の申請）

第33条 省令第88条の書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事許可等証明申請書（様式第24号）又は宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書（様式第25号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書には、省令第7条第1項に掲げる図面（位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図に限る。）その他知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年5月23日から施行する。

（表面）

第		号	
身 分 証 明 書			
所 属		年 月 日生	
職・氏 名			
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項、第43条第1項又は第48条の規定に基づき、測量、調査、障害物の伐除、土地の試掘等又は工事の状況検査を行うため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日			
有効期限		年 月 日	長崎県知事 印

注 縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

（裏面）

宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)
(証明書等の携帯)
第7条 第5条第1項の規定〔基礎調査のための土地の立入り〕により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 前条第1項の規定〔基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等〕により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
第24条(第1項省略)
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項〔宅地造成等に関する工事の立入検査〕の場合について準用する。
第43条(第1項省略)
2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項〔特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の立入検査〕の場合について準用する。
(準用)
第48条 第24条の規定は都道府県知事が前条第1項又は第2項の規定による権限を行うため必要がある場合について、第25条の規定は造成宅地防災区域内における造成宅地の所有者、管理者又は占有者について準用する。

様式第2号（第3条関係）

障害物の伐除又は土地の試掘等の許可証

第 号

責 任 者 の 役 職 氏 名	
目 的	
場 所	
伐除する障害物の種類 及 び 数 量	
試掘等を行うのに必要な 土地の面積及び種類	
試掘等の方法及び範囲	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

長崎県知事



工事主の資力及び信用に関する 申告書

年 月 日

長崎県知事 様

申告者 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 12 条第 2 項第 2 号
第 30 条第 2 項第 2 号 } に規定する工事主の資力及び信用に
ついて、次のとおり申告します。

設 立 年 月 日		年 月 日		資 本 金		千 円	
法 令 に よ る 登 録 等		法令名 登録番号等 許可の日付又は有効期間					
従 業 員 数		人(うち土木建築関係技術者 人)					
前 年 度 事 業 量		千 円		資 産 総 額		千 円	
前 年 度 納 税 額		法人税又は所得税		千 円		事業税 千 円	
主たる取引金融機関							
工事監理者住所氏名							
役 員 略 歴	職 名	氏 名		年 齢	在職年数	資格、免許、学歴その他	
				歳	年		
宅 地 造 成 等 工 事 経 歴	工 事 名	工 事 施 行 者 名	工事施行場 所		面積	許認可番号 年 月 日	着 工 及 び 完了年月
					m ²	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
					m ²	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
					m ²	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了
					m ²	年 月 日 第 号	年 月着工 年 月完了

備考 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建物士事務所登録、建設業法による建設業者登録、測量法による測量業者の登録、建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント業者の登録等について記入すること。

様式第4号(第8条、第21条関係)

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

長崎県知事 様

申告者 住所

氏名

工事施行者 住所

氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第2項第3号
第30条第2項第3号 } に規定する工事施行者の能力について
次のとおり申告します。

設 立 年 月 日	年 月 日		資 本 金		千 円		
法 令 に よ る 登 録 等							
従 業 員 数	事 務	技 術	労 務	計			
	人	人	人	人			
前 年 度 納 税 額	法人税又は所得税		千 円	事業税	千 円		
主たる取引金融機関							
建設業法第26条による 主任技術者住所氏名							
技 術 者 略 歴	住 所	氏 名		年 齢	在職年数	資格、免許、学歴、その他	
				歳	年		
宅 地 造 成 等 工 事 経 歴	注文主名	元請、下請の 別	工事施行場所		面積	許認可年月日	完了年月
					m ²	年 月 日	年 月
					m ²	年 月 日	年 月
					m ²	年 月 日	年 月
					m ²	年 月 日	年 月
					m ²	年 月 日	年 月

備考 法令による登録等については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建物士事務所登録、建設業法による建設業者登録、測量法による測量業者の登録、建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタント業者の登録等について記入すること。

宅 地 造 成 等 の 施 行 同 意 書

年 月 日

工事主 様

工事主 の宅地造成等に関する工事については、異議がないので同意します。

土地の所在 及び地番	地目	所有者の住所 及び氏名	同意年月日	所有権者以外の 権利の種類	同意年月日
	地積		同意印	権利者の住所及び氏名	同意印
			・ ・	権利の種類：	・ ・
			・ ・	権利の種類：	・ ・
			・ ・	権利の種類：	・ ・
			・ ・	権利の種類：	・ ・
			・ ・	権利の種類：	・ ・
			・		・
			・ ・	権利の種類：	・ ・

備考

1. 1人毎に同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入すること。
2. この用紙は権利の同意のみに使用すること。
3. 1欄一筆毎に使用すること。

設計者の資格に関する調書

年 月 日

長崎県知事 様

設計者 住 所
氏 名

年 月 日生

電話番号

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第2項
第31条第2項 } に規定する設計者の資格については、次の
とおり相違ありません。

1 勤務先の所在地 及 び 名 称	(電話番号)				
2 資 格 ・ 免許等	資 格 内 容		取 得 年 月 日	登録又は合格の番号	
	☐ 1級建築士 ☐ 技術士 (部門) ☐ その他 ()		年 月 日		
3 最 終 学 歴	年 月 日 卒業・中退 学校名 学科名 修学年数				
4 土木又は 建築の技術 に関する実 務の経験実 務経歴	会社名又は工事名及び実務の内容			職名	在 職 期 間
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
					年 月から 年 月まで
				合計	年 月
5 宅地開発 等の設計 経歴	事業 主体	工事施行者	施行場所	面積	許認可の番号 及び年月日
				m ²	第 号 年 月 日
					第 号 年 月 日
6 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令 第22条第1項該当号			第 (1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5) 号		
7 備 考					

- 注 1 最終学歴の欄には、設計者の資格に関係のある学歴を記入すること。
- 2 「3」の欄の「卒業・中退」及び「6」の欄は、該当事項を○印で囲むこと。
- 3 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する資格を有することを証する書類を添えること。
- 4 この調書は、高さが5mを超える擁壁の設置及び造成区域が1,500m²以上の場合に必要です。

長崎県指令 第 号
年 月 日

様

長崎県知事 印

宅地造成等に関する工事の不許可通知書

申請のあった下記の宅地造成等に関する工事については、次の理由により不許可となりましたので、宅地造成及び特定盛土等規制法

を含む。 } を含む。 }	第14条第2項（法第16条第3項の規定により準用する場合
	第33条第2項（法第35条第3項の規定により準用する場合

を含む。 } の規定により通知します。

記

1 受付番号及び許可申請年月日	第 号 年 月 日
2 土地の所在地及び地番	
3 許可をしない理由	
4 当初許可番号及び許可年月日 (変更許可の場合)	長崎県指令 第 号 年 月 日

〔教示〕

- この処分不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、長崎県に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

宅地造成等に関する工事の工事着手届

年 月 日

長崎県知事 様

工事主 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり、宅地造成等に関する工事に着手したので届け出ます。

記

1 許可年月日及び許可番号 (最初に届出をした年月日)	年 月 日 長崎県指令 第 号
2 工事をしている土地の 所在地及び地番	
3 工事着手年月日	年 月 日
4 工事施工者の住所氏名	電話番号

〔注意〕

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

年 月 日 長崎県知事 様 協議者 住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、協議を申し出ます。			
1	工事主の 住所氏名	住所	
		氏名	
2	設計者の 住所氏名	住所	
		氏名	
3	工事施行者の 住所氏名	住所	
		氏名	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土	
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無	
	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル	

10 工 事 の 概 要	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル			
		切土 立方メートル			
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				メートル	メートル
	(7) 崖面の保護の方法				
	(8) 崖面以外の地表面の保護方法				
	(9) 工事中の危害防止のための措置				
	(10) そ の 他 の 措 置				
	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日			
(12) 工事完了予定年月日	年 月 日				
(13) 工 程 の 概 要					
11	そ の 他 必 要 な 事 項				
※受 付 欄		※決 裁 欄		※協 議 成 立 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 7 9 欄は、溪流等（（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

土石の堆積に関する工事の協議書

年 月 日 長崎県知事 様 協議者 住 所 氏 名 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 15 条第 1 項 第 34 条第 1 項 } の規定により、協議を申し出ます。			
1	工事主の 住所氏名	住所	
		氏名	
2	設計者の 住所氏名	住所	
		氏名	
3	工事施行者の 住所氏名	住所	
		氏名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
	(1) 土石の堆積の最大堆積 高 さ	メートル	
	(2) 土石の堆積を行う土地 の 面 積	平方メートル	
	(3) 土石の堆積の最大堆積 土 量	立方メートル	

7 工 事 の 概 要	(4) 土石の堆積を行う土地の 最大勾配			
	(5) 勾配が十分の一を超える土地における堆積した 土石の崩壊を防止するた めの措置			
	(6) 土石の堆積を行う土地に おける地盤の改良その他 の必要な措置			
	(7) 空地の設置	番 号	空 地 の 幅	
			メートル	
	(8) 雨水その他の地表水を 有効に排除する措置			
	(9) 堆積した土石の崩壊に 伴う土石の流出を防止 する措置			
	(10) 工事中の危害防止の た め の 措 置			
	(11) そ の 他 の 措 置			
	(12) 工事着手予定年月日	年	月	日
	(13) 工事完了予定年月日	年	月	日
	(14) 工 程 の 概 要			
8 その他必要な事項				
※受 付 欄	※決 裁 欄		※協 議 成 立 番 号 欄	
年 月 日			第 号	
第 号				
係員氏名			係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄 (9) は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

宅地造成等に関する工事の変更届出

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 2 項
第 35 条第 2 項 } の規定により、下記の工事の変更について
届け出ます。

記

1 許可年月日及び番号 年 月 日 長崎県指令 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更に係る事項

事 項	変 更 前	変 更 後

4 変 更 理 由

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

年 月 日 長崎県知事 様 協議者 住 所 氏 名 { 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 } 宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項 第 35 条第 3 項において準用する法第 34 条第 1 項 } の規定により、変更の協議を申し出ます。			
1	工事主の 住所氏名	住所	
		氏名	
2	設計者の 住所氏名	住所	
		氏名	
3	工事施行者の 住所氏名	住所	
		氏名	
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）		
5	土地の面積		
6	工事着手前の土地利用状況		
7	工事完了後の土地利用		
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無
10	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル	
	(2) 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	

工 事 の 概 要	(3) 盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル			
		切土 立方メートル			
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				メートル	メートル
	(7) 崖面の保護の方法				
	(8) 崖面以外の地表面の保護方法				
	(9) 工事中の危害防止のための措置				
	(10) そ の 他 の 措 置				
	(11) 工事着手予定年月日	年 月 日			
	(12) 工事完了予定年月日	年 月 日			
(13) 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
12 変 更 の 理 由					
13 協 議 成 立 番 号	第 号				
※受 付 欄	※決 裁 欄		※協 議 成 立 番 号 欄		
年 月 日			年 月 日		
第 号			第 号		
係員氏名			係員氏名		

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 6 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 7 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

事 の 概 要	(4) 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	(5) 勾配が十分の一を超 える土地における堆積 した土石の崩壊を防止 するための措置			
	(6) 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良損 その他の必要な措置			
	(7) 空 地 の 設 置	番 号	空 地 の 幅	
			メートル	
	(8) 雨水その他の地表水 を有効に排除する措置			
	(9) 堆積した土石の崩壊 に伴う土石の流出を 防止する措置			
	(10) 工事中の危害防止の ための措置			
	(11) そ の 他 の 措 置			
	(12) 工事着手予定年月日	年	月	日
	(13) 工事完了予定年月日	年	月	日
	(14) 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	協 議 成 立 番 号	第 号		
※受	付 欄	※決	裁 欄	※協 議 成 立 番 号 欄
年 月 日				第 号
第 号				
係員氏名				係員氏名

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 5 7 欄（9）は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。
- 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

様式第 15 号（第 15 条、第 28 条関係）

宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）申請書

年 月 日

長崎県知事 様

工事主 住所
氏名

長崎県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 {第 15 条第 2 項
第 28 条第 2 項} の規定による検査を
申請します。

1 工事完了年月日	年 月 日
2 許可番号	長崎県指令 第 号
3 許可年月日	年 月 日
4 工事をした土地の 所在地及び番地	
5 工事施行者 住所氏名	
6 備考	
工事一部完了検査申請箇所図（ 工区）	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は 5 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済証

第 号
年 月 日

長崎県知事

下記の宅地造成等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法
{第 13 条第 1 項}
{第 31 条第 1 項} の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	長崎県指令 第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在地及び番地	
4 工事主住所氏名	
5 工事一部完了検査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	
工事一部完了検査済箇所図	

宅地造成等に関する工事の一部完了検査（確認）済（長崎県）				
1	検査番号及び検査 年月日			
2	検査を受けた土地の 所在地及び地番			
3	検査を受けた土地の 面積			
4	工事主住所氏名			

備考 標識に工事一部完了検査済箇所図を表示する。
(注意) この様式は、木板又は鉄板により作成すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

長崎県知事 様

工事主 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項 } の規定により、宅地造成又は特定盛土等に
関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

工事 の 概 要	1 工事主の住所氏名				
	2 工事が施行される土地 の所在地				
	3 許可年月日及び許可番号		年 月 日 指令 第 号		
工事 の 施 行 状 況 報 告	4 報告年月日		今回報告分 年 月 日	前回報告分 年 月 日	前々回報告分 年 月 日
	5 報告の時点における 盛土又は切土の高さ	盛土	m	m	m
		切土	m	m	m
	6 報告の時点における 盛土又は切土の面積	盛土	m ²	m ²	m ²
		切土	m ²	m ²	m ²
	7 報告の時点における 盛土又は切土の土量	盛土	m ³	m ³	m ³
		切土	m ³	m ³	m ³
	8 報告の時点における擁壁等 に関する工事の施行状況				
	9 擁壁の床掘りを完了した ときの状況				
	10 鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了したとき の状況				
	11 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を 完了した時の状況				

〔注意〕

- 1 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに 8 欄から 11 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

長崎県知事 様

工事主 住所
氏名

法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 19 条第 1 項
第 38 条第 1 項} の規定により、土石の堆積に関する工事の
定期報告書について次のとおり届け出ます。

工事の概要	1 工事主の住所氏名			
	2 工事が施行される土地の所在地			
	3 許可年月日及び許可番号	年 月 日	指令第	号
	4 報告年月日	今回報告分 年 月 日	前回報告分 年 月 日	前々回報告分 年 月 日
工事の施行状況報告	5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m
	6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²
	7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³
	8 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	新たな土石堆積 m ³ 除去された土石 m ³	新たな土石堆積 m ³ 除去された土石 m ³	新たな土石堆積 m ³ 除去された土石 m ³
	9 地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了した時の状況			

〔注意〕

- 1 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに 9 欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

宅地造成等に関する工事の届出の変更届出

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により届出をした下記の工事
について、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 最初に届出をした年月日	年 月 日
2 工事をしている土地の 所在地及び地番	
3 工事をしている土地の面積	平方メートル
4 変 更 事 項	
5 変 更 理 由	

〔注意〕

- 1 4 の変更事項には、当初届出の盛土のタイプの他、盛土又は切土をする土地の高さ、面積及び土量の変更内容について記入してください。

擁壁等に関する工事の届出の変更届出

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項 } の規定により届出をした下記の工事につ
いて、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
3 行おうとする工事の 種類及び内容	
4 変 更 事 項	
5 変 更 理 由	

〔注意〕

- 1 4 の変更事項には、当初届出の土石の堆積の最大堆積高さ、土地の面積及び最大堆積土量の変更内容について記入してください。

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住 所
氏 名

（ 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 ）

届 出 工 事 の 完 了 届

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 2 1 条第 1 項又は第 3 項
第 2 7 条第 1 項
第 4 0 条第 1 項又は第 3 項 } の規定により、届出をした
宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

記

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地 及 び 地 番	
3 工事施行者住所氏名	
4 工 事 完 了 年 月 日	
5 備 考	

〔注意〕

- 1 工事の完了の概要が分かる写真を添付すること。

宅地造成等に関する工事の中止(再開、廃止)届出

年 月 日

長崎県知事 様

届出者 住所
氏名

(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止(廃止・再開)したいので届け出ます。

記

1 許可(届出)年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
2 工事を(中止)している 土地の所在地及び地番	
3 工事を中止(再開・廃止) しようとする理由	
4 工事進捗状況及び 防災措置	

〔注意〕

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。

：※印のある欄は記入しないでください。
：1 欄は、証明事項の該当条文を○印で囲むこと。
：6 欄は、該当する場合、記入すること

様式第25号(第33条関係)

宅地造成又は特定盛土等に関する工事でない旨の証明申請書 年 月 日 長崎県知事 様 住 所 申請者 氏 名 (電話番号) 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、宅地造成及び特定盛土等 規制法（以下「法」という。）第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に 規定する特定盛土等に関する工事でないことを証する書面の交付を申請します。		
1. 工 事 主 の 住 所 及 び 氏 名		
2. 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番		
3. 規 制 区 域 の 種 別	宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	
4. 土 地 の 面 積	平方メートル	
5. 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル	
6. 崖 の 高 さ	(最も高い部分) メートル	
7. 工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
8. 備 考		
※ 証 明 欄	年 月 日	※受 付 欄
	上記の工事については、法第2条第2号に規定する宅地造成及び法第2条第3号に規定する特定盛土等に関する工事でないことを証明します。 長崎県知事	年 月 日 番 号

〔注意〕

- ： ※印のある欄は記入しないでください。
- ： 3 欄は、土地の所在地について、該当する規制区域の種別を○印で囲むこと。
- ： 省令第七条第一項の表に掲げる図面（位置図、地形図、土地の平面図及び土地の断面図に限る）
その他知事が必要と定める図書を添付すること。